

京都大学研究用原子炉（KUR）廃止措置計画の概要について

このたび、昭和39年の初臨界以降、基礎から応用に至る幅広い分野で研究成果を生み出すとともに、多くの研究者や技術者を育成してきたKURは、令和8年4月23日を最後に約62年間に亘る運転を終了しました。昨年度の本審議会では、米国の使用済燃料引き取りにかかる使用期限までに運転を終了し、その後廃止措置の準備を進めていくことについて、説明させていただいたところです。

原子炉施設を廃止措置する理由は、安全確保と環境保全のために、運転を終了した施設を放射線被ばくや環境汚染のリスクのない放射線管理が不要の状態に戻す必要があるためで、国の規制でも明確に求められており、事業者は計画的に解体・除染・廃棄物処理を進める義務があります。

今回、KURの廃止措置にあたり、原子炉等規制法などに基づき、原子力規制委員会への廃止措置計画申請の手続きを開始したいと考えています。つきましては、原子炉設置変更承認申請と同様、廃止措置計画申請についても原子炉施設の安全性に関する重要な手続きになりますので、以下の別添①、②について、本審議会でご審議いただきますようお願いいたします。

- ・（別添① 研究用原子炉（KUR）の廃止措置計画について）
- ・（別添② 研究用原子炉（KUR）の廃止措置計画申請の概要）